Pictet Fund Watch ピクテ・ファンド・ウォッチ

iTrust新興国株式
愛称: 働きざかり～労働人口増加国限定～

# 資本規制緩和による金融セクターを起点にしたインド株式市場への波及効果

## POINT

- 株式・国債に関する投資規制の更なる緩和はインドの経済成長を後押し
- まず注目されるのは金融セクター
- 他のセクターに波及効果が期待される

## ■ 株式・国債に関する投資規制の更なる緩和はインドの経済成長を後押し

2026年6月、インド政府やインド準備銀行(RBI)は、外国資本の流入促進を目的に、株式・国債市場へのアクセスを広げる規制緩和策を発表しました。具体的には、外国人投資家によるインド国債への投資制限の見直し、外国人機関投資家規制の緩和、国外居住個人投資家によるインド株式投資ルールの緩和などが含まれます。

これらの施策は、国外投資家がインドの株式・債券市場に参加しやすい環境を整えるものであり、インド市場への資金流入を後押しする可能性があります。さらに、資金流入の拡大は市場流動性の向上や政府・企業の資金調達環境の改善につながり、インフラ投資や企業活動を支えることで、インド経済の中長期的な成長を後押しする要因の一つになると考えられます。

### 株式・国債に関する投資規制緩和による経済への波及効果

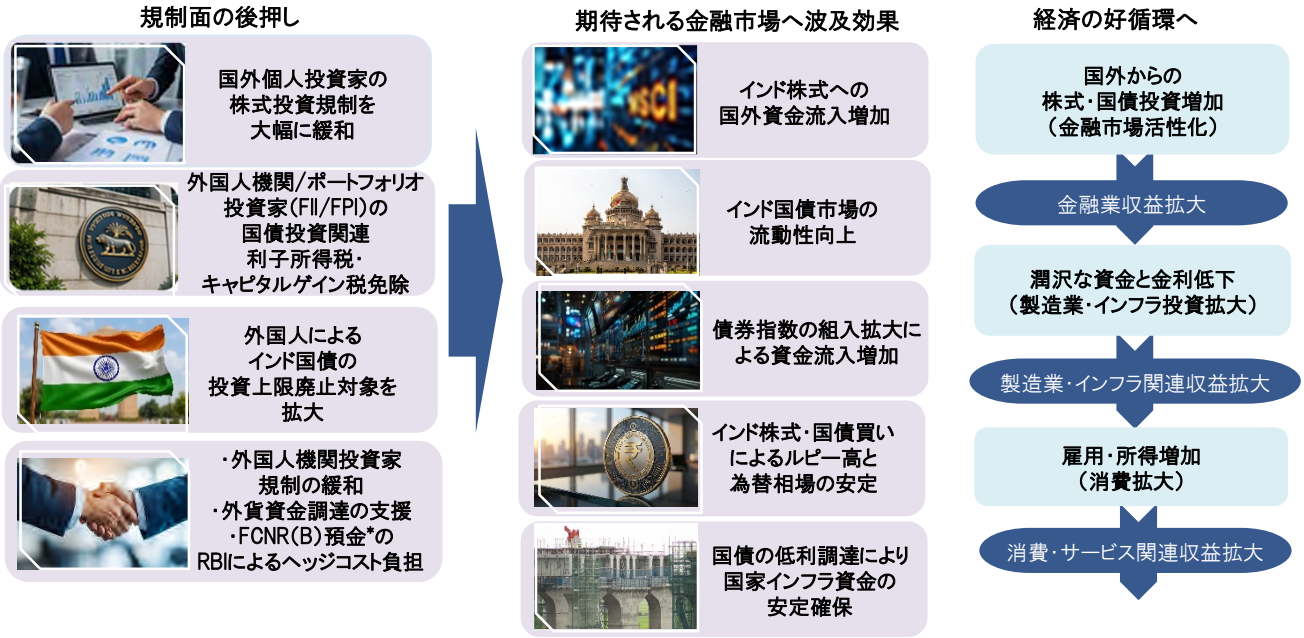


※画像はイメージです。*FCNR(B)(Foreign Currency Non-Resident Bank)預金:インド国外に住むインド人やインド系住民が、インド国内の銀行に外貨のまま預金できる定期預金制度。
出所:各種資料を基にピクテ・ジャパン作成
※記載の銘柄は、特定の銘柄の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、その価格動向を示唆するものでもありません。
当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

## ■ まず注目されるのは金融セクター

資本市場改革の初期段階では、金融市場の活性化を直接的に取り込みやすい金融関連企業に注目が集まりやすいと考えられます。

民間銀行では、資金流入や市場取引の拡大を背景に、為替・送金、投資商品販売、法人向け金融などの手数料収入が増える可能性があります。また、国債市場の発展や資金調達環境の改善は、貸出拡大や利ざやの安定にもつながる可能性があります。資産運用会社や保険会社にも、金融資産への投資拡大や長期国債市場の発展を通じた事業機会の拡大が期待されます。

インドでは、所得水準の上昇、デジタル化の進展、信用利用の拡大、保険普及率の上昇、家計貯蓄の金融資産化といった長期的な変化が進んでおり、金融サービスの利用拡大も期待されています。

下表では、注目される主な金融関連分野と企業の注目ポイントを整理しています。

**注目される主な金融関連分野と企業の注目ポイント**

### 銀行

- ✓ インド株購入のための口座開設手数料や為替両替の手数料収入の増加
- ✓ 外貨預金を集める際のヘッジコスト(為替リスク)を中央銀行(RBI)が補助するため、低金利で資金調達が可能に
- ✓ 低リスクで外貨資金を調達可能になり、国内のインフラ・製造業への貸付で利ザヤ獲得

**ICICI銀行**
**「手数料ビジネスに強み」**

強み:法人融資、資本市場、トレジャリー業務に強み。国債・債券市場の活性化や外貨資金流入により、M&Aや資本調達などの金融仲介・両替・送金などの手数料収入拡大が期待される。

**HDFC銀行**
**「格安の資金調達力」**

強み:インド最大級の民間銀行として、厚い預金と幅広い融資基盤を持つためより低金利で資金を調達し、個人に住宅や自動車ローンを有利な金利で貸出し、安定した利ザヤが期待できる。

**インドステイト銀行**
**「インド最大の貸出余力と政府系案件に強み」**

強み:インド最大の預金基盤を持つ国営銀行。政府系・インフラ案件、大規模融資に強み。資本規制改革による貸出余力拡大の恩恵が期待される。

### ウェルス/資産運用

- ✓ 外国人富裕層向けインド金融資産投資の、専属コンサルティングや資産管理契約が拡大

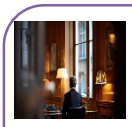

**360ワン・WAM**
**「UBSとの提携も追い風に、海外資金流入を捉える富裕層運用大手」**

ウェルスマネジメントと資産運用が主力。海外資金流入、国内富裕層の金融資産拡大、オルタナティブ運用需要の高まりを取り込める。

### ノンバンク/消費者金融

- ✓ 金利低下や資金調達環境の改善で一般消費者向けの貸し出しの利ザヤが拡大

**バジャジ・ファイナンス**
**「金融深化をけん引する消費者金融大手」**

大手ノンバンクとして、消費者金融・中小企業向け金融に強み。金利低下や資金調達環境の改善が、貸出の増加やマージン安定に期待。

### 生命保険

- ✓ 長期国債市場の拡大は生命保険の運用改善に寄与

**SBIライフ・インシュアランス**
**「運用収益向上が期待される生命保険大手」**

銀行グループ大手インドステイト銀行(SBI)の販売網の活用が強み。長期国債市場の拡大は、保険会社のALM運用や長期貯蓄商品の運用改善につながる可能性。

※画像はイメージです。※ICICI銀行:MSCIインド株式の銀行セクター時価総額2位、HDFC銀行: MSCIインド株式の銀行セクター時価総額1位、インドステイト銀行: MSCIインド株式の銀行セクター時価総額3位、360ワン・WAM:インド最大の独立系ウェルスマネージャー、バジャジ・ファイナンス:MSCIインド株式の消費者金融セクター時価総額1位、SBIライフ・インシュアランス:MSCIインド株式の保険セクター時価総額1位(2026年6月末)
出所:ブルームバーグ、各種資料を基にピクテ・ジャパン作成
※記載の銘柄は、特定の銘柄の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、その価格動向を示唆するものでもありません。

## ■ 他のセクターに波及効果が期待される

資本市場改革による資金流入は、まず金融市場の活性化を通じて、金融セクターに事業機会をもたらし、その後、潤沢な資金供給や金利低下などが進むことで、製造業やインフラ関連分野の設備投資などが拡大し、関連企業の収益機会にもつながると考えられます。さらに、建設や工場における雇用の拡大が所得の増加につながれば、個人消費が拡大し、消費・サービス関連企業にも波及することが期待されると考えられます。このように、金融セクターを起点とした好循環が形成されるかどうかが、インド株式市場の中長期的な成長を考えるうえでの注目点です。

当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

## 投資リスク

[基準価額の変動要因]

●ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等（外国証券には為替変動リスクもあります。）により変動し、下落する場合があります。

●したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

| | |
|---|---|
| 株式投資リスク（価格変動リスク、信用リスク） | ●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。<br>●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。 |
| 為替変動リスク | ●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。<br>●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。 |
| カントリーリスク | ●ファンドが実質的な投資対象とする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進国と比較して大きくなる場合があり、政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。<br>●実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

## ファンドの特色

<詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください>

**●主に新興国の株式に分散投資します**

**●労働人口が拡大している国に注目します**

**●ご購入時、ご換金時の手数料はかかりません**

[収益分配方針]

●毎年 3 月 15 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

－分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

－収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

－留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

### [収益分配金に関する留意事項]

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

※ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンドでは、以下の指定投資信託証券を主要投資対象とします。なお、指定投資信託証券は選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

○ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド－グローバル・グローイング・マーケット・ファンド クラスPA受益証券（当資料において「グローバル・グローイング・マーケット・ファンド」という場合があります）

○ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットJPY クラスI投資証券（当資料において「ショートタームMMF JPY」という場合があります）

※実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 手続・手数料等

### [お申込みメモ]

| | |
|---|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める 1 円または 1 口(当初元本 1 口=1 円)の整数倍の単位とします。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。<br>(ファンドの基準価額は 1 万口当たりで表示しています。) |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して 7 営業日目からお支払いします。 |
| 購入・換金の申込不可日 | 以下においては、購入・換金のお申込みはできません。<br>・以下に掲げる日<br>ルクセンブルグの銀行の休業日、ロンドンの銀行の休業日<br>・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 |
| 信託期間 | 2017年4月28日(当初設定日)から無期限とします。 |
| 繰上償還 | 受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。 |
| 決算日 | 毎年 3 月 15 日(休業日の場合は翌営業日)とします。 |
| 収益分配 | 年 1 回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。<br>※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 |

### [ファンドの費用]

| | |
|---|---|
| **投資者が直接的に負担する費用** | |
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| **投資者が信託財産で間接的に負担する費用** | |
| 運用管理費用(信託報酬) | 毎日、信託財産の純資産総額に年 **0.4895%**(税抜 0.445%)の率を乗じて得た額とします。<br>運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。<br>**[運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]** |

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|
| 年率 0.12% | 年率 0.3% | 年率 0.025% |

| 投資対象とする投資信託証券 | |
|---|---|
| グローバル・グローイング・マーケット・ファンド | 純資産総額の年率 0.6% |
| ショートタームMMF JPY | 純資産総額の年率 0.3%(上限) |

(上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)

| | |
|---|---|
| 実質的な負担 | 最大年率 **1.0895%**(税抜 1.045%)程度<br>(この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。) |
| その他の費用・手数料 | 毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 **0.055%**(税抜 0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。 |

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### [税金]

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---|---|---|
| 分配時 | 所得税<br>および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して **20.315%** |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税<br>および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して **20.315%** |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社、その他の関係法人の概要

| | | |
|---|---|---|
| 委託会社 | ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)<br>金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第380号<br>加入協会:一般社団法人資産運用業協会、日本証券業協会 | 【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】<br>https://www.pictet.co.jp |
| 受託会社 | 株式会社りそな銀行(ファンドの財産の保管および管理を行う者)<br><再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行> | |
| 販売会社 | 下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者) | |

## 販売会社一覧

**投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先**

| 商号等 | | | 加入協会 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社SBI証券　(注1) | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| FFG証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 福岡財務支局長(金商)第5号 | ○ | | | ○ |
| 岡三証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第53号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| GMOクリック証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第77号 | ○ | | ○ | ○ |
| 四国アライアンス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第21号 | ○ | | | |
| 西日本シティTT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 福岡財務支局長(金商)第75号 | ○ | | | |
| 北洋証券株式会社　(注2) | 金融商品取引業者 | 北海道財務局長(金商)第1号 | ○ | | | |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号 | ○ | | ○ | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社　(注3) | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | | |
| 株式会社伊予銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第2号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者　株式会社SBI証券) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| ソニー銀行株式会社　(注4) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第578号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社大光銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第61号 | ○ | | | |
| PayPay銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第624号 | ○ | | ○ | |

(注1)　株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。
(注2)　北洋証券株式会社では、新規買付のお申込みは取扱いません。
(注3)　三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。
(注4)　ソニー銀行株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

**当資料をご利用にあたっての注意事項等**

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が販売を目的として作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）等を必ずご確認のうえ、最終的な投資判断はご自身で行ってください。●投資信託は値動きのある有価証券等に投資するため、基準価額は変動します。外貨建資産の場合は為替変動リスクもあります。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性、特定の目的への適合性を保証するものではありません。記載内容は作成日現在のものであり、予告なく変更される場合があります。また、過去の実績は、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●投資信託は預金等ではないため、元本および利回りの保証はなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料の内容は、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を目的としたものではありません。●当資料に掲載されている内容に関する著作権その他の知的財産権は、原則として、当社、ピクテ・グループまたは正当な権利者に帰属します。無断での使用、複製、転載、改変、翻訳、配布等は禁止されています。マーケット・データのご利用に関する詳細は、当社ウェブサイト「会社情報」の「運用・方針等」内の「マーケット・データ利用規約」をご参照ください。